

第 2 2 期 第 4 回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) 1 0 時 0 0 分から

場 所 佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号

佐賀県庁新館 1 0 階 農林水産部内会議室 (中央南)

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 張網による許可方針 (案) について (諮問) p 1 ～ 9

(2) 第 5 種共同漁業権の遊漁規則変更認可について (諮問)
p 1 0 ～ 1 4

(3) 委員会指示について (協議) p 1 5 ～ 2 2

(4) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長	柴山	雅洋	様
委 員	中村	さやか	様
委 員	藤村	美穂	様
委 員	森田	忠光	様
委 員	江頭	大幸	様
委 員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長	荒巻	裕
------	----	---

佐賀県農林水産部漁業調整担当

係 長	伊藤	毅史
主 事	江頭	千優

水産第 1067 号
令和 7 年 6 月 9 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 柴山 雅洋 様

佐賀県知事 山口 祥



張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

張網による採捕につきましては、令和 6 年 1 2 月 3 0 日で許可の有効期間が満了して
います。

ついては、張網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定
めることについて、佐賀県漁業調整規則第 3 3 条第 5 項の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

（担当：農林水産部水産課 江頭）

張網による採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

張網（ふくろ網を含む。）による水産動植物の採捕

2 許可の対象

(1) 令和6年12月30日現在に、張網による採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

① 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

② 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

② 暴力団員等であること。

③ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

3 採捕の区域

塩田川

4 採捕の期間

令和7年9月25日から令和7年12月30日まで

5 許可の有効期間

許可の日から令和7年12月30日まで

6 条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は1統に限る。

(4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2cm以上）でなければならない。

(6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

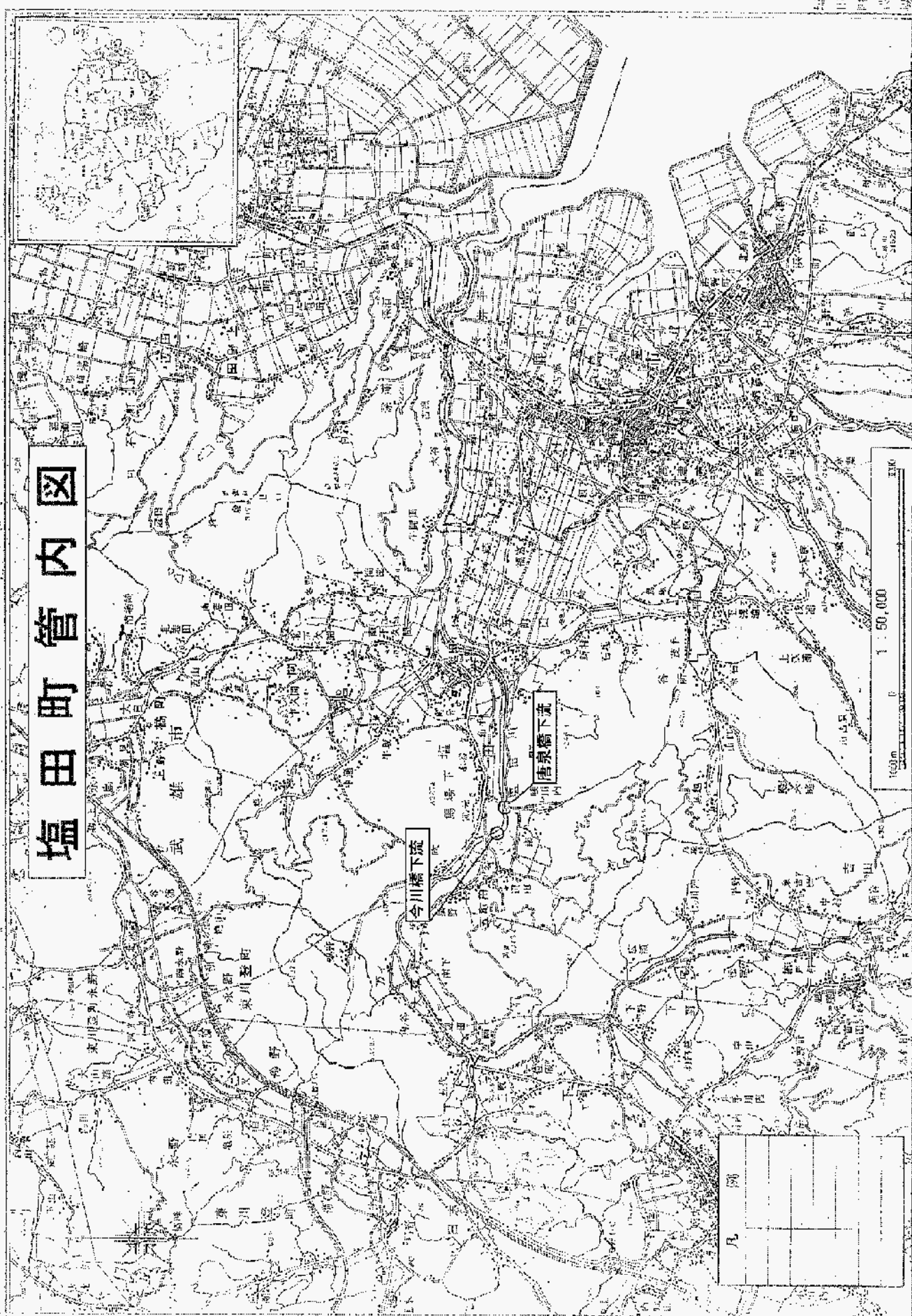
(7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和7年 月 日から施行する。



令和6年度張網(ふくろ網)
採捕許可台帳

年度	許可番号 (許可月日)	氏名又は名称	住 所	採 捕 の 場 所	条 件				有効期間		漁獲対象	
					令和6年 9月25日	令和6年 12月30日	令和6年 9月25日	令和6年 12月30日	自	至		
6	7001											ウナギ モクズガニ
	(R6.9.10)	式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る 間のうち今川橋下流			(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下(目合い2cm以上)でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。							
6	7002											ウナギ モクズガニ
	(R6.9.10)	式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る 間のうち唐泉橋下流			(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下(目合い2cm以上)でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。							

○令和6年度張網（ふくろ網）採捕許可者の令和5年度採捕実績一覧

許可番号	氏名	網設置日数（単位：日）					魚種別漁獲量（単位：匹）		
		9月	10月	11月	12月	合計	ウナギ	モクズガニ	その他
7001		0	0	0	0	0	0	0	0
7002		25	30	30	30	115	15	100	0
						R4実績	5	65	0

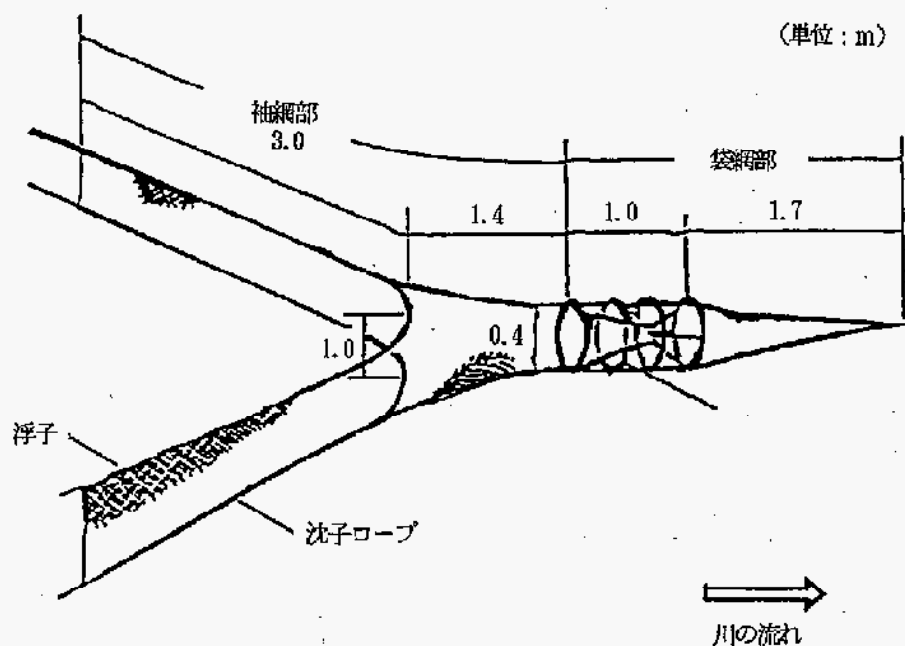
令和6年度 放流実績

日時	時間	場所	実施者	放流（対象）	放流量（kg）
2024/6/6	10:30～11:00	蛸橋周辺	・大草野コミュニティ ・大草野小4年生18名 ・和光幼稚園年長13名	ウナギ	7.0
				モクズガニ	6.7
2024/6/18	10:00～11:00	岩ノ下 横竹ダム手前の旧道	・吉田コミュニティ ・吉田保育園年長21名	ウナギ	7.1
				モクズガニ	6.0
2024/7/3	10:30～11:30	八幡川(親水公園周辺)	・久間地区地域コミュニティ ・久間小学校(4年生)28名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0
2024/7/4	14:00～15:00	轟小学校前	・轟・大野原コミュニティ ・轟小1年生26名 ・大野原小学校(1・2年生)5名 ・岩屋保育園(年長)10名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0
2024/7/9	10:00～11:00	塩田小学校前水路	・塩田コミュニティ ・塩田小4年生16名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0
2024/7/18	9:30～10:30	谷所分校前	・五町田コミュニティ ・五町田小学校(4年生)22名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0

漁具・漁法の名称：張 網

漁 具 の 構 造：袖網及び袋網から成り、途中に竹の枠と反しが付いている。

網目：1cm（目合：2cm）



漁 法：両袖を付けた網筥で網の入口を河川の下流に向かって敷設し、河川を下るかにやうなぎを捕る。

袖網の代わりに栗石を置く場合もある。

漁 期：9月～11月

対 象 魚：もくずがに、うなぎ

主な河川又は湖沼：塩田川

地方名称及び由来：ふくろ網

佐賀県漁業調整規則（抜粋）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん釜
- (8) 鉾（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4) 許可の有効期間

(5) 条件

(6) その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

内水面採捕一許可状況（R 7 . 4 . 1 現在）※現在許可があるものに色付け

採捕の種類 (第 33 条)	期 間	許可方針 (施行年月 日)	許可数 (定数)	委員会 審議月	許可者 居住地
(1) やな	1 年 R7. 2. 10～ R7. 4. 20	○ R7. 1. 17	1 名	12 月	唐津市
(2) 魚ぜき			—	—	
(3) 建網 (建切網、建干網 及び張切網を含 む。)	3 年 R5. 2. 1～R8. 1. 31	○ R4. 12. 14	1 名	12 月 (3 年 毎)	武雄市
(4) 流刺網	1 年 R7. 5. 1～R7. 7. 20	○ R7. 3. 7	82 名 (137)	2 月	佐賀市 神崎市
(5) 張網 (ふくろ網を含 む。)	1 年 R6. 9. 25 ～ R6. 12. 30	○ R6. 9. 10	2 名	7 月	嬉野市
(6) よせ網 (地びき網を含 む。)	3 年 R5. 10. 1～ R8. 4. 15	○ R5. 8. 7	3 名 (15)	7 月 (3 年 毎)	佐賀市
(7) すっぽん 釜	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31	○ 29. 3. 10	—	3 月 (3 年 毎)	
(8) 銚 (すっぽんをとる ことを目的とする 場合に限る。)	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31	○ 29. 3. 10	—	3 月 (3 年 毎)	
(9) 投網 (船舶を使用する 場合に限る。)		○ 20. 5. 26	—	—	
(10) う使 (う 飼)			—	—	

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3 年より短い許可の有効期間を定めるとき（第 33 条第 5 項）は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

水産第1590号

令和7年7月7日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴山 雅洋 様

佐賀県知事 山口 祥



第5種共同漁業権の遊漁規則変更認可について（諮問）

漁業法第170条第3項の規定により、相知町伊岐佐漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありました。

ついては、同法第170条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課：江頭）

令和7年6月30日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市相知町伊岐佐乙 511 番地 5
相知町伊岐佐漁業協同組合
代表理事組合長 小松 潤

漁業権遊漁規則変更認可申請書

内共第3号に係る漁業権について、別添のとおり相知町伊岐佐漁業協同組合
第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので関係書類を添えて申請します。

1. 変更の理由

遊漁料の納付場所及び納付方法の追加により、遊漁規則第2条、第6条、第
7条の規定を変更するため。

2. 関係書類

相知町伊岐佐漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則
新旧対照表
総会議事録の謄本

相知町伊岐佐漁業協同組合内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

改正前			改正後		
(目的) 第 1 条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、遊漁対象魚種、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。ただし、竿釣、投網、たも釣、網かご及びうけによる遊漁については口頭で行うことができる。 3 組合は、第 2 項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該魚種の繁殖保護若しくは組合員又は他の遊漁者の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。 4 第 1 項の承認を受けた者は、第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により、組合に納付しなければならない。 第 3 条から第 5 条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第 6 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学生、高校生又は肢体不自由者の場合は 2 分の 1 に該当する額とする。			(目的) 第 1 条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、遊漁対象魚種、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出し、もしくはオンラインで行わなければならない。ただし、竿釣、投網、たも釣、網かご及びうけによる遊漁については口頭又はオンラインシステムで行うことができる。 3 組合は、第 2 項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該魚種の繁殖保護若しくは組合員又は他の遊漁者の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。 4 第 1 項の承認を受けた者は、第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により、組合に納付しなければならない。 第 3 条から第 5 条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第 6 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学生、高校生又は肢体不自由者の場合は 2 分の 1 に該当する額とする。		
魚	種	漁具・漁法	魚	種	漁具・漁法
		遊			遊
		漁			漁
		料			料

あゆ	竿釣	1日 1,000円	1年
	投網	3,000円	
	たも網	1日 1,000円	
	竿釣		
	投網	1日 1,000円	1年
やまめ	竿釣		
こい・ふな	竿釣	1日 1,000円	1年
	投網	3,000円	
おいかわ・かわむつ	竿釣		
	投網		
もくずがに	網かご	1年 3,000円	
	うけ		

2 遊漁者は、次に掲げる場所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

納付場所	所在地	電話番号
清流荘	相知町大字伊岐佐乙511-5	0955-62-2211

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認を行ったときは、当該申請者に対し別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む）を交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

第8条から第10条 略

漁業法（抜粋）

（遊漁規則）

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

内水面漁場管理委員会指示一覧表

令和6年5月13日現在

指示番号	指示年月日	一部改正 年月日	指 示 事 項	有効年月日	改廃年月日
内22号	昭48・11・24		大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	-	廃H31・4・1
内61号	令2・7・30	〃	筑後大堰堰軸から上流・下流300メートルの間水産動物の採捕禁止	令7・7・31	現存
内65号	令5.12.13	-	2月1日から2月末までヤマメ採捕禁止	令10.12.31	現存
内66号	令5.12.13	-	六角川のうち河口堰から住ノ江橋までの間、ムツゴロウの採捕禁止	令10.12.31	現存
内67号	令5.12.13	-	北山ダム及び同ダム流入河川における投網使用での魚類採捕禁止期間（4.1～5.31）禁止	令10.12.31	現存
内68号	令5.12.13	-	佐賀市大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	令10.12.31	現存
内69号	令5.12.13	-	松浦大堰堰軸から上流・下流50メートルの間水産動物の採捕禁止	令10.12.31	現存
内71号	令7.5.14	-	県内すべての川のコイの持ち出し禁止 令和7年5月18日～令和8年5月17日	令8.5.17	現存

佐賀県内水面漁場管理委員会指示第72号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次に掲げる区域における水産動物の保護繁殖を図るため、水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、佐賀県内水面漁業調整規則（昭和26年規則第52号）第39条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和7年7月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴 山 雅 洋

1 禁止期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

2 禁止区域

筑後川 三養基郡みやき町大字江口筑後大堰の堰軸からその上流側
300メートル及び下流側300メートルまでの佐賀県の区域

令和 7 年 5 月 13 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴 山 雅 洋 殿

福岡県朝倉市古毛 4 6 5
筑後川漁業協同組合
代表理事組合長 三原 次

福岡県久留米市安武町武島 1 7 5 0 番地 1
下筑後川漁業協同組合
代表理事組合長 中園 正

福岡県朝倉市上秋月 2 5 7 4
甘木漁業協同組合
代表理事組合長 大倉 伸

委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

内共第 2 号（筑後川）における水産資源の増殖を図るため、下記のとおり、委員会指示による水産動物の採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

筑後大堰に蟄集する水産動物の採捕を禁止することにより、筑後川における水産資源の増殖を図るため

2. 対象魚種

全魚種

3. 採捕禁止期間

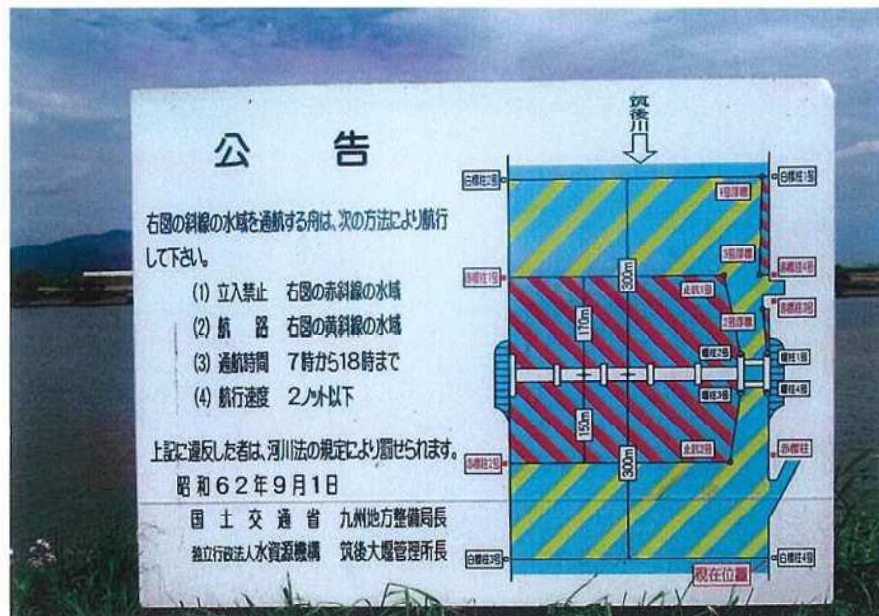
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

4. 採捕禁止区域

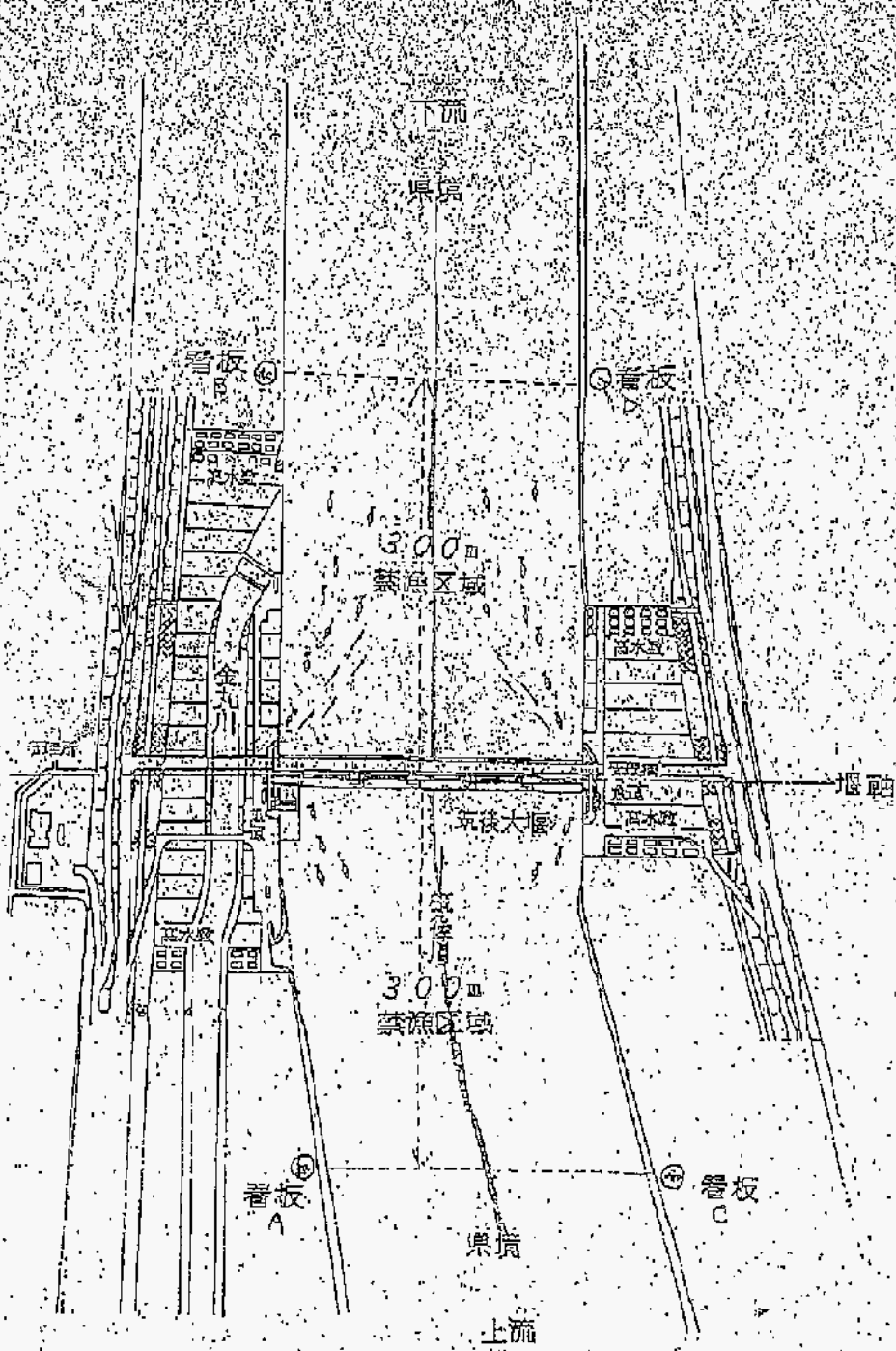
筑後川本流のうち、久留米市安武町武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの佐賀県の区域

5. 指示の有効期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで



位置図





漁業法（抜粋）

（漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。